

プレスリリース

朝来市報道記者発表資料

令和7年12月10日

こどもまんなか社会の実現をめざして 「朝来市こどもまんなか宣言」

《ポイント》

- ・ こどもまんなか社会の実現には、地域社会全体で取組をすすめていくことが必要。
- ・ 「朝来市こどもまんなか宣言」を行うことで市民や事業者等へメッセージを発信し、朝来市においてもこどもまんなか社会の実現に向けた取組を進めます。

宣言の概要

1 宣言日 令和7年12月14日（日） 10時00分～10時15分
「あさごっこフェスタ」オープニング時

2 宣言会場 朝来市保健センター（朝来市こども家庭センター）
(朝来市和田山町法興寺378番地1)

3 宣言文 別紙のとおり

4 宣言趣旨 朝来市では、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

そのためには、「こどもまんなか社会」の主役がすべてのこどもであることを理解し、子どもの権利が尊重され、すべてのこどもが自らの将来に夢や希望をもつことのできる社会づくりを、家庭・地域・事業者等の地域社会が一体となって取組を進めていくことが大切です。

「朝来市こどもまんなか宣言」を行うことで、市民・事業者等へのメッセージを発信し、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、地域社会全体での取組につなげます。

なお、こども家庭庁が進める「こどもまんなか応援ソーター」に朝来市は参加を行うことを表明したうえで、朝来市民等へ分かりやすくメッセージを発信するため、「朝来市こどもまんなか宣言」としています。

5 県下の状況 兵庫県の基礎自治体では、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、「こどもまんなかソーター」の仕組みをつくった以降では、6番目。

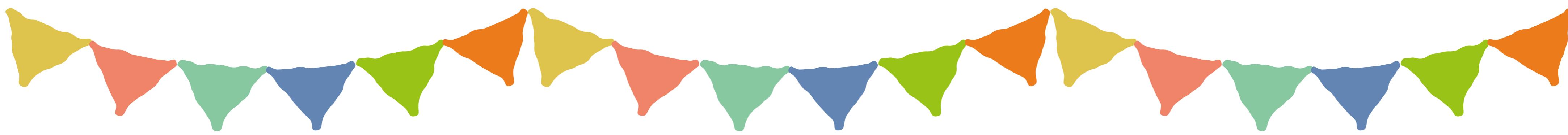
※兵庫県は、令和7年11月25日に「こどもまんなか応援ソーター就任」。

※相生市は、平成23年4月1日に「子育て応援都市宣言」を行っている。

※参考1 「こどもまんなか社会」とは
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のこと。

※参考2 「子どもの権利」（子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」の呼称）より）
①生命、生存、及び発達に関する権利（命を守られ成長できること）
②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
④差別の禁止（差別のないこと）

本件に関する問い合わせ
担当部署：こどもみらい部子育て支援課
電話：079-666-8103
課長 小山 幸世
担当 馬袋 真紀



あなたはまちの未来
ASAGOiNG

こども まんなか

朝来市
こどもまんなか宣言

「こどもまんなか社会」の主役であるすべての
こどもは、未来の希望であり、まちの宝です。

朝来市では、「子どもの権利の尊重」、「子どもの
意見の反映」など、こどもが自らの将来に夢や希望を
持つことのできる環境づくりをすすめています。

これからも、「こどもまんなか」の視点を大切に、
地域社会が一体となり、子どもの笑顔を支え育み、
こどもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか
社会」の実現をめざします。

令和7年12月 朝来市長 藤岡 勇

